

1 2 月 1 4 日 (木)
(第 4 日)

令和5年第3回高森町議会定例会（第4号）

令和5年12月14日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開議宣告

日程第 1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第 2 特別委員長報告について

日程第 3 議員派遣の件について

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番	白石 豊和 君	2番	武田 栄喜 君
3番	児玉 幸之助 君	4番	佐藤 武文 君
5番	甲斐 節男 君	6番	後藤 巖 君
7番	牛嶋 津世志 君	8番	後藤 三治 君
9番	本田 生一 君	10番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	草村 大成 君	教 育 長	古庄 泰則 君
総 務 課 長	岩下 徹 君	会 計 課 長	今村 親助 君
税 務 課 長	眞原 友紀 君	農林政策課長	芹口 孝直 君
健康推進課長	津留 大輔 君	政策推進課長	岩下 雅広 君
住民福祉課長	石田 昌司 君	建 設 課 長	住吉 勝徳 君
教育委員会事務局長	村上 純一 君		
生活環境課長兼TPC事務局長	二子石 誠 君		
建設課審議員	高崎 康誌 君	教育委員会審議員	石井 佑介 君
農林政策課課長補佐	土井谷 顕 君	税務課課長補佐	法花津 和明 君
政策推進課課長補佐	馬原 孝平 君	総務課課長補佐	植田 雄亮 君
財 政 係 長	木村 允哉 君	子ども未来係長	楠田 優香 さん

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 緒方 久哉 君 議会事務局主事 吉田 真美 さん

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元の日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

議案第59号、高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正について、議案第61号、令和5年度高森町一般会計補正予算について、議案第62号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第63号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第64号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第65号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、各常任委員会に付託してまいりましたので、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、一括して報告を求めます。総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。

総務文教常任委員会に付託された案件は、議案第59号、高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正について、議案第61号、令和5年度高森町一般会計補正予算についての2件及び閉会中の継続調査についてを審議しました。

常任委員会を12月12日10時より、第3、第4委員会室にて開催し、委員全員出席のもと、税務課、TPC事務局、政策環境課、教育委員会、政策推進課、総務課の順に課長、課長補佐、係長より詳細な説明を受けました。

まず、議案第59号、高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正についてです。基金活用事業のうち、一つが改正前は南阿蘇鉄道の全線復旧支援事業のみとなっており、7月15日に全線開通をしましたので、永続的運行に係る事業の文言を追加したものであります。

もう一つは、学校教育の振興及び充実を図る事業を追加しております。

委員会としましても南阿蘇鉄道が持続可能な鉄道であるための基金として、及び

高森町新教育プランに資す取り組みの基金の条文追加ということで可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号、高森町一般会計補正予算についてです。

主な審議内容としましては、まず税務課より本年度も軽自動車税の全納を達成したと報告がございました。昨年度も全納を達成しており、これからも税の重要性を啓蒙しつつ、引き続き業務に取り組んでいただけたらと思います。

続いて、生活環境課です。横町子ども公園横の土地の取得及び整備事業、横町地区における町有地隣接地の家屋解体及び土地購入の事業の説明を受けました。横町子ども公園近くの土地は、利用者の利便性や安全性向上のため、駐輪場の整備事業として町有地隣接地の土地取得については、現在、いびつな形状の土地をこの取得により、さらにこの町有地が有効活用が望めると説明がありました。その説明を受けた中で、今後いい利活用ができる、そして安全対策が取れるということの説明を受けたところから、委員会として、可と決定いたしました。

教育委員会、総務課から高森町多目的広場の購入及び改修工事の説明が計画図面のもとに説明を受けております。場所は高森高校第2グラウンドです。有事の際は、災害復興住宅の建設用地として、ナイターも備え車中泊に対応した駐車場の整備、備蓄倉庫も設置予定とのことでした。もちろん平時の際は、グラウンドとしての利用が可能であると説明を受けております。

また、ナイター設備を使用するにあたり、近隣住民の方へナイターの光を止めるためにカーテン設置補助金事業の説明もを受けております。

本事業は、予算承認後の入札、工事開始となるために、明許繰越となり、完成は次年度以降になると説明を受けております。

委員のほうからは、この設計図を見る限り、現在の進入路、これが狭く、例えば、災害発生時とか、その大型のトラック、トレーラーあたりは進入が難しいのではないかという意見が出ております。これにつきましては、委員会のほうより進入路の確保及び周辺町道の整備、これをしていくようにという要望が上げられております。

所管各課とこのように質疑、討論を経て、議案第61号、令和5年度高森町一般会計補正予算については、可決すべきものと委員会で決しました。

最後になりますが、今後の常任委員会の審議がスムーズに行われますよう、例えば、課をまたぐような事業計画が立ち上がった際は、執行部より議長に全員協議会の開催要請などしていただき、両委員会議員全員が情報共有をした上で進めていけばより有意義な質疑ができると思いますので、今後の対応をお願いしたいかと思っております。

また、所管事務の閉会中の継続調査につきましては、議席に配付した申し出のと

おりに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務文教常任委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）産業厚生常任委員長、後藤三治君。

○産業厚生常任委員長（後藤三治君）おはようございます。8番、後藤です。

産業厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第61号、令和5年度高森町一般会計補正予算について、議案第62号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第63号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第64号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第65号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についての議案5件と閉会中の委員会開催についてであります。

12月12日午前10時から、高森町議会議場において、委員全員出席のもと、担当課長、審議員、課長補佐、係長の出席を求め、詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、議案第61号、令和5年度高森町一般会計補正予算について、建設課関係では、道路新設改良費で掛干線測量設計業務委託料や災害復旧費の工事請負費で中園老良原線道路災害復旧工事等の説明を受け、委員からはほかにも災害を受けた箇所はたくさんあるのではとの質問に対し、今回の公共土木施設災害復旧費に該当しておらず、その他については予備費や起債等を活用し事業を行っているとの説明がありました。

健康推進課関係では、特別会計の事業実績に伴う繰出金等のせいであるとの説明を受けました。

住民福祉課関係では、パパママ応援0歳からの保育料等無償化事業や子どものための教育、保育給付交付金の返還金、令和4年度分の保育料還付金について説明を受けました。この保育料還付については、12月13日、熊日新聞で保育料無償世帯からの誤徴収として報じられました。報道記事にもありますとおり、熊本県多子世帯子育て支援事業で、18歳未満の子どもが3人以上おり、保護者の収入に応じて認定される保育料の階層区分が4-3から6の子どもについては、利用者負担が軽減または無償化されるもので、熊本県多子世帯子育て支援事業は、該当者がシステムにそのまま反映されるものでなく、本町の担当者が1件ずつ該当者を確認し入力することとなっていたが、人的ミスにより発生したとのことあります。

また、本年9月からは町独自事業として保育料の完全無償化を実施していることから、今後、保護者の方から過大に徴収することは二度と起こさないようチェック

体制を強化するとのことであります。

委員からは、チェック体制の一つとして、係長がいるのに起きた事案であり、内部統制が取れていない等の意見が出され、二度とこのような事案を起こさないよう厳重に指摘をいたしました。

これらの審議を行い、議案第61号、令和5年度高森町一般会計補正予算については、委員全員異議なく、可といたしました。

議案第62号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、産前産後期間の国保税軽減に伴うシステム改修委託料や令和元年度の療養給付費返還金等の説明を受け、審議した結果、議案第62号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、委員全員異議なく、可といたしました。

議案第63号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、給与改定に伴う一体的な実施受託事業収入の補正であるとの説明を受け、議案第63号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員全員異議なく、可といたしました。

議案第64号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算については、給与改定に伴う事務費等繰入金や介護保険制度改正対応システム改修委託料との説明を受け、審議した結果、議案第64号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員全員異議なく、可といたしました。

議案第65号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、企業会計に向けたシステムの改修委託料との説明を受け、慎重に審議した結果、議案第65号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員全員異議なく、可といたしました。

その他で住民福祉課長から新型コロナワクチン秋接種の状況や接種会場が11月30日で閉鎖、コールセンターについても12月28日で閉鎖し、今後の接種対応は住民福祉課で行う。また、接種は今後、良見医院で3月末まで行う等の説明を受けました。

さらに、高森寮さんが子どもの居場所として場所は未定ではありますが、こども食堂や図書館を令和6年度中に設置する計画であるとの説明を受け、本町が目指す子どもの支援にも寄与するものと感じました。

最後に、お手元に配付のとおり、閉会中の議員会開催について審議し、可といたしました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審議結果といたします。

○議長（牛嶋津世志君）各常任委員長の報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

各常任委員会に付託されました議案第59号から議案第65号までを一括して採決します。この採決は起立によって行います。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第59号、高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正について、議案第61号、令和5年度高森町一般会計補正予算について、議案第62号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第63号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第64号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第65号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。ここで、しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）それでは、10時30分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただ今町長、草村大成君から議案第66号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。それでは、議案第66号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

追加日程第1 議案第66号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正に

ついて

○議長（牛嶋津世志君）追加日程第1、議案第66号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第66号で御提案いたしました高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案の理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、私の給与を6か月間にわたり10%減額させていただくものでございます。

理由を説明させていただきます。当直の業務中における職員の飲酒事案が発覚をいたしました。飲酒の事案の発覚を受け、内部調査をしっかりと実施した結果、これまで過去から現在まで職員が当直中に飲酒があったことが確認されました。また、当直者以外、役場職員の当直者以外も含む者を当直室へ入出させて飲酒した事案も確認をいたしました。

当直の業務内容というところに関して申し上げますと支障があったということはありません。しかし、当直の飲酒は決して許されるものでございませぬ。該当者に対しましては、厳重注意を行うとともに、当直業務を管理監督する総務課長につきましては、外部懲戒審査委員会の審査の結果、昨日付けで戒告の懲戒処分を行いました。最終的な責任は私にございます。今回の給料の減額について提案をさせていただきたいというふうに思っております。

また、私自身、自重自戒という意味を込めて、今後、職員の皆さんと一緒に改めて、出直すという意味も含めて、私自身の給料を減額することを認めていただきたいと思いますというふうにございます。

また、現在、当直中の飲酒に関しては、完全に改善をされております。飲酒はございませぬ。外部指摘をいただいた方には大変、指摘をいただきありがたいなというところでございます。しっかりこの指摘に対して、当直のあり方ということも今後考えていきたいというふうに考えております。

最後になりましたが、町民の皆さまに、大変御不安、そして御迷惑というところをおかけをいたしました。しっかり私自身が、自重自戒しながら職員とともにしっかりここを立て直して出直してやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上、御説明申し上げますが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いをいたしまして、提案理由の説明と代えさせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第66号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第66号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立お願いします。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第66号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 特別委員長報告について

○議長（牛嶋津世志君）日程第2、特別委員長報告についてを議題といたします。議会広報特別委員長、後藤巖君。

○議会広報特別委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

委員会を12月13日午前10時より、第3、第4委員会室にて開催しました。

議題としては、議会広報「絆」第91号の作成スケジュール、掲載内容、ページ割、担当割を協議しました。第90号より新たな取り組みとして、座談会を開始したこと、このたびの91号は、一般質問を1ページの構成にしてみようかというところの話し合いも出ております。新たにチャレンジをして、新しい議会広報というのを作っていこうと委員会で話をしております。

町民の皆さまが手に取り、見開いていただける広報紙を目指して、広報委員一同頑張っまいます。来年の2月5日を納品の予定としております。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君）以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第3 議員派遣の件について

○議長（牛嶋津世志君）日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。この採決は簡易表決といたします。議員派遣については、お手元の資料のとおり派遣することにしたいと思っております。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することに決定したいと思っております。御異議あり

ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元の資料のとおり派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。この採決は簡易表決といたします。各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元の調査事項のとおり閉会中の継続審査とする申し出がっておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出どおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

一言御挨拶をさせていただきます。

令和5年度もあと残すところを18日程度になりました。4月の議員選挙におかれまして新しい議員さんたちは、ここに座られたわけですが、なかなか条例とか法律とか、約束事項とかいろいろ今まで聞き慣れなかった言葉とかいろいろ出てきてなかなか慣れるのに大変かと思いますが、もうこれで、今日で3回目の定例会ということで、少しは慣れてこられたかと思います。令和6年度の定例会においてはまたいろいろ一般質問等が多数出されることを希望しておきます。

また、いろいろ国会のほうにていろいろあっておりますが、熊本3区出身の坂本哲志衆議院議員が、農政大臣のほうに内定をしたという報道が昨日から流されておりますが、熊本から3名の入閣ということで、大変熊本県民としては、うれしいことかと思っております。我々議員の大先輩が、国会のトップである内閣に3名も入閣されている。これ大変うれしいことかと思っております。

また、先ほど町長の報告がございましたように、ちょっと小言になりますが、職員の皆さんには、いろいろと不都合が何点かあがったりしとりますが、今後は襟を正されて、町民の模範となるべくように頑張ってくださいたいと。

また、12月、1月と飲酒を伴う行事等が増えるかと思いますが、くれぐれも注意をされて過ごされることをお願いして、簡単ではございますが、私の挨拶といたします。

会議を閉じます。令和5年第4回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れで

した。

-----○-----

閉会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員